

6 移動支援等

(1) 信州パーキング・パーミット（障がい者等用駐車場利用証）制度

公共施設や店舗など様々な施設に設置されている障がい者等用駐車区画を適正に利用するため、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方など歩行が困難な方に、県内共通の「利用証」を県が交付する制度です。

- ◆利用証の種類 申請者の状況に応じて、車いす使用者用の利用証または車いす使用者以外の利用証のいずれかを交付します。
- ◆利用可能駐車区画 この制度に賛同する協力施設の、専用の案内表示がある駐車区画
- ◆対象者 各種障害者手帳保持者、要介護認定者等（詳しくは窓口にて）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(2) 移動支援事業

在宅の障がい児・者の外出を支援するため、ヘルパーが付き添うなどの移動支援が受けられます。（ただし、通学、通所、通勤など恒常的な利用はできません。）平成25年度から、障害者総合支援法の対象となる障害者の範囲に難病患者等が加わりました。対象となる方は、医師の診断書又は特定疾患医療受給者証等で確認させていただきます。

利用希望の方は、担当窓口にご利用登録申請をして、事業所等と契約をして利用することになります。

- ◆対象者 外出等の移動に際し支援が必要な身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児
- ◆事業所 利用できる事業所は、お問い合わせください。
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(3) 自動車燃料費助成

歩行困難な重度心身障がい者（児）が、村外の医療機関等へ通院・通所するにあたり、電車、バス等の交通機関を利用することが困難なため、自家用自動車を利用する場合に燃料代の一部を助成します。（タクシー券との重複は不可）

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、住民基本台帳に記録されている者
 - ・身体障害者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方
 - ・知的障害者でA1、A2の方
 - ・自動車税、軽自動車税の減免を受けていること。
- ◆内容 1か月あたり1,000円
- ◆申請方法 障害手帳、通帳、印鑑、燃料の領収書等が必要となります。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(4) タクシー利用料金助成事業（タクシー券の交付）

自動車税、軽自動車税の減免を受けていない世帯で、次の要件に該当する方に、タクシー利用券を交付します。（要件のうち、いずれか1つに該当していれば申請できます。）

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、住民基本台帳に記録されている者
 - ・身体障がい者で下肢、体幹、視覚、内部障害の1、2級の方
 - ・知的障がい者でA1、A2の方
- ※燃料費助成との重複は不可
- ◆内容
 - 助成額は利用1回につき500円 年間24回
 - ※年度途中で申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付します。
- ◆利用範囲
 - 利用できるタクシー会社（次の業者のみ）
 - 松本タクシー（株）・アルピコタクシー（株）・信州名鉄交通（株）
 - 第一交通（株）・メトバタクシー（株）・相互タクシー（株）
 - アルプス交通（株）・平成交通（有）・個人タクシー事業協同組合
 - 個人タクシー協会（株）
- ◆利用方法
 - ・乗車時に、運転手へ手帳とともにタクシー券を提示してください。
 - ・タクシー券は1回の乗車について1枚
 - ・乗車賃から500円を控除した金額を支払う。
- ◆申請方法
 - 障害手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓口
 - 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(5) 透析利用者通院支援事業（タクシー券の交付）

透析のためにタクシーを利用して通院する方に、タクシー券を交付します。

- ◆要件
 - ・山形村に居住し、在宅の腎臓機能障害を有する者
 - ・透析治療のため、タクシーによる通院を必要とする者
- ※燃料費助成と透析以外のタクシー券との重複は不可
- ◆内容
 - 1枚500円のタクシー券を月あたり10枚交付（年間最大120枚）
 - ※年度途中で申請があった場合は、申請月以降の該当枚数を交付します。
- ◆利用範囲
 - 利用できるタクシー会社（次の業者のみ）
 - 松本タクシー（株）・アルピコタクシー（株）・信州名鉄交通（株）
 - 第一交通（株）・メトバタクシー（株）・相互タクシー（株）
 - アルプス交通（株）・平成交通（有）・個人タクシー事業協同組合
 - 個人タクシー協会（株）
- ◆利用方法
 - ・乗車時に、運転手へ手帳とともにタクシー券を提示してください。
 - ・タクシー券は1回の乗車について複数枚利用可
 - ・乗車賃から利用券分を控除した金額を支払う
- ◆申請方法
 - 障害手帳、印鑑をお持ちください。
- ◆窓口
 - 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(6) タクシー運賃の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方は、タクシー運賃の割引があります（事業者によっては、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方も割引制度を利用できる場合があります）。なお、迎車回送料金、高速料金、駐車料金は対象外です。

- ◆割引率 1割割引
- ◆適用範囲 長野県内（県外については、乗車時にご確認ください。）
- ◆利用方法 乗車時に、運転手へ手帳を必ず提示してください。

(7) 鉄道運賃の割引

身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方は、鉄道運賃の割引があります。
JRの割引率等は、次のとおりです。

	第1種	第1種・第2種	
	介護者と乗車 単独では割引なし	片道100kmを超えて 単独で乗車	12歳未満の方が介 護者と乗車
普通乗車券	本人介護者とも 5割引	5割引	
定期乗車券	//		介護者のみ5割引
普通回数乗車券 ・急行券	//		

- ◆利用方法 手帳を提示して駅の窓口で購入してください。
- ◆その他 第1種、第2種の区分は手帳に記載されています。（身体障がい者は、第1種がおおむね重度の方、第2種が中・軽度の方、知的障がい者は、第1種がA1・A2、第2種がB1・B2の方となります。）
- ◆窓口 JR各駅窓口
- ◆私鉄等 JRに準じた割引制度がありますが、詳しい内容は私鉄各社へお問い合わせください。

(8) バス運賃の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、次のとおりバス運賃の割引があります。なお、地域振興バスは対象になりません。

区分	適応範囲	割引率
普通乗車券	単独又は介護者と乗車する場合	5割引
定期乗車券	//	3割引

- ◆適用範囲 割引対象とする障害の種類、介護者の必要性については、各バス会社の判断によります。
各バス会社によって割引制度が異なることがありますので、詳しくはバス

会社へお問い合わせください。

- ◆利用方法 乗降車時に運転手に障害者手帳を提示してください。
- ◆その他 回数券、高速バスの割引等については、利用するバス会社へお問い合わせください。

(9) 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方で、次の要件に該当する場合には、有料道路通行料金の割引があります。

適応範囲	障害区分	事前登録できる自動車の範囲	割引率
自ら運転する場合	全ての身体障がい者	要件を満たす障がい者本人又はその家族等が所有する車	5割引
介護者が運転する場合	第1種身体障がい者 第1種知的障がい者	要件を満たす障がい者本人、その家族等又は介護者が所有する車	

- ◆利用方法 窓口で、障害者手帳に自動車登録番号等の記載を受け、利用時に料金所で手帳を提示してください。ETC利用の場合は、あらかじめ所定の手続きを行うと、割引が適用になります。詳しい割引内容は、有料道路ETC割引登録係（045-477-1233平日9時～17時）へお問い合わせください。
※事前登録をするお車がない場合も事前登録なしで制度を利用できます。
- ◆注意事項
 - ・日本高速道路(株)、道路公社、自治体が管理する高速道路及び一般有料道路以外では割引対象とならない場合がありますので、料金所等でご確認ください。
 - ・障害者手帳に記載されている自動車登録番号の車両以外は適用になりません。
 - ・介護者が運転する場合は、障害者手帳に介護の押印が必要となります。（第1種の手帳をお持ちの方のみ）
 - ・有効期限がありますので、その都度更新の手続きが必要となります。
 - ・ETC利用の場合、ETC割引と障害者による割引は、重複して受けることができません。割引後の料金を比較して安いほうの料金が適用されます。
 - ・営業車は対象となりません。
- ◆実施主体 日本高速道路(株)等高速道路等の管理者
- ◆申請手続 障害者手帳、車検証、運転免許証（本人運転の場合）をお持ちください。割賦契約又は長期リースにより利用されている車を事前登録する場合は、その契約書をお持ちください。
ETCご利用の場合は、上記に加えてETCカード（本人名義）ETC車載器セットアップ申込書、証明書等をお持ちください。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 電話97-2100

(10) 国内線航空運賃の割引

各航空会社が国内路線ごとに設定しています。

- ◆対象者 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及びその介護者（1名）
- ◆航空会社 日本航空(株)、全日本空輸(株)等の定期航空路線の国内線
※割引率は、各航空会社により異なることがありますので、詳しくは、航空会社にお問い合わせください。
- ◆利用方法 障害者手帳を航空会社の窓口にて提示して購入してください。

(11) 駐車禁止規制の適用除外

障害者手帳の交付を受けている方で、一定の要件を満たしている場合は、駐車標識の規制から除外される標章が交付されます。

- ◆対象者 身体障がい者1～4級(等級程度により要件が定められています。)、知的障がい者A(1)、精神障がい者1級
- ◆受付窓口 松本警察署 電話25-0110